

北九州市被災文化芸術施設支援事業

1 目的

劇場、ホール、ライブハウス、ギャラリーなど北九州市内の民間施設が行う各種文化芸術事業は、人々に感動や勇気を与える重要なものであることから、同施設が火災、風水害等の災害により損害を受けた場合の同事業の実施の支援及び、市民が文化芸術を享受する機会の確保を目的として、同事業を市有施設で実施する際の施設使用料等を減免するもの。

2 減免対象となる民間施設

火災、風水害等の災害により損害を受けた時点で、下記（１）及び（２）の全て、又は（１）及び（３）の全て、又は（１）の全て及び（４）を満たしていた施設。

※ 火災、風水害等の災害により損害を受けたことが、被災証明書若しくは被災届出証明書、又は罹災証明書若しくは罹災届出証明書（各証明書の交付先が、減免対象となる施設の運営者（認定申請者）であるもの）により確認できる施設。

（１） 全施設共通事項

ア 市内に現に所在していた施設であること。

イ 利用料金が公表されていた施設であること。

ウ 有料で施設を一般に貸し出して行う文化芸術公演、展示及び上映の開催実績を有していたこと。

（２） 一般的に公演、上映を行う会場として認知されていた北九州市内の劇場、ホール、映画館、ライブハウス等の場合、上記（１）に加え、次の各号の全てを満たしていた施設とする。

ア 市内の劇場、ホール、映画館等で、興行場法による許可を受けた施設、又は市内のライブハウスで、食品衛生法等による許可を受けていた施設であること。

イ 収容人員が概ね50人以上の施設であったこと。

（３） 一般的に展示を行う会場として認知されている北九州市内の美術館、ギャラリー等の場合、上記（１）に加え、次の各号の全てを満たしていた施設とする。

ア 室内床面積30㎡以上であったこと。

イ 他の目的業種と併設の場合は、展示スペースが独立していたこと。

（４） その他、市長が公益上特に必要があると認める施設の場合、上記（２）及び（３）に関わらず、減免対象となる施設とする。

3 減免対象とならない民間施設

火災、風水害等の災害により損害を受けた時点で、下記（１）から（６）のいずれかに該当していた、又は該当する施設は減免対象施設としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第3号に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当していた興行場
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有していた施設
- (3) 施設の役員のうち暴力団員がいた施設
- (4) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していた施設
- (5) 自らの事業活動について暴力団体により支配を受けていたものと認められる施設
- (6) その他、市長が適当でないと認める施設

4 減免対象となる事業

上記2に該当し、上記3に該当しない施設の運営者が開催する、文化芸術の振興を図る、広く市民を対象とした、以下(1)から(4)のいずれかに該当する事業。

- (1) 音楽、舞踊、演劇、古典芸能、演芸、その他の芸術・芸能の公演（動画配信による公演を含む）
- (2) 絵画、工芸、彫刻、版画、陶芸、書道、写真、その他の芸術の展示
- (3) 映画、アニメーション、その他の芸術の上映
- (4) その他、市長が公益上特に必要があると認める事業

5 減免対象とならない事業

下記(1)から(6)のいずれかに該当する事業は、減免対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が実施する事業
- (2) 政治的又は宗教的な宣伝普及等を目的とする活動
- (3) 国、地方公共団体、申請対象施設の管理者が主催する事業
- (4) 国、地方公共団体、又は本市出資法人等が発注した事業（委託事業）
- (5) 飲食等、文化芸術以外のサービスの提供と一体となったイベント（※ただし、ライブハウスにおけるワンドリンク制の公演等は除く。）
- (6) その他市長が減免対象とすることが適当でないと認めるもの

6 減免対象とする市有施設及び使用料

設置条例	施設名	減免対象とする使用料	減免対象としない使用料
北九州市芸術文化施設条例	北九州芸術劇場	ホール使用料、器具・設備使用料	空調使用料
	響ホール	ホール使用料、リハーサル室、練習室及び研修室使用料、器具・設備使用料	空調使用料、駐車場使用料
	門司市民会館、若松市民会館、戸畑市民会館	ホール使用料、会議室等使用料、展示室使用料、器具・設備使用料	楽器庫使用料、空調使用料、駐車場使用料
	黒崎文化ホール(黒崎ひびしんホール)		
	旧百三十銀行ギャラリー		
	大手町練習場		
漫画ミュージアム	展示室使用料、器具使用料	常設展及び企画展入館料	
北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例	生涯学習総合センター(小倉北・八幡西)、生涯学習センター(門司、小倉南、若松、八幡東、戸畑)	各室使用料、体育室使用料、器具使用料	空調使用料、トレーニング室使用料
	婦人会館	各室使用料	空調使用料
	美術館(黒崎市民ギャラリーを含む)	各室使用料、器具使用料	観覧料
	松本清張記念館	展示室及び会議室の使用料	観覧料、空調使用料
	長崎街道木屋瀬宿記念館	各室使用料、器具使用料	観覧料、空調使用料
	科学館	各室使用料、器具使用料	観覧料、駐車場使用料
	足立青少年の家、もじ少年自然の家、かぐめよし少年自然の家、玄海青年の家、夜宮青少年センター、畑キャンプセンター、ユースステーション	各室使用料	宿泊料(夜宮青少年センター、ユースステーションを除く)、空調使用料
	こども文化会館	各室使用料	空調使用料
	自然史・歴史博物館、文学館、視聴覚センター	※室等の貸出がないため対象外	
北九州市立男女共同参画センター条例	ムーブ	施設使用料、器具・設備使用料	空調使用料、駐車場使用料

- (1) 減免対象とする使用料は、使用した施設の使用料及び付帯設備使用料（同一施設で実施される公演、展示又は上映に連続するリハーサル、設営、後片付け等に係る使用料及び、付帯設備、機器及び備品使用料を含む。）とする。
- (2) 上記（1）にかかわらず、国、地方公共団体から同事業に係る施設の使用料及び付帯設備使用料について減免又は助成を受けた場合は減免対象と認めない。

7 減免対象期間

過去1年間に火災、風水害等の災害により損害を受けた、上記2に該当し、上記3に該当しない施設の運営者が当事業の認定について申請することができ、認定決定の日から1年間減免する。

8 減免決定の取消し

市長は、施設の運営者が下記（1）から（5）のいずれかに該当したときは、当事業認定の決定を取り消すことができる。

市長は、認定の決定を取り消したときは、認定決定取消通知書により施設の運営者に通知するものとする。

市は、認定の決定を取り消した場合に生じた損害について賠償の責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定の決定を受けたとき。
- (2) 減免対象となる事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 認定決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 県警察からの通報、もしくは県警への照会等により、暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合。
- (5) 当事業の規定に違反したとき。

9 減免限度額

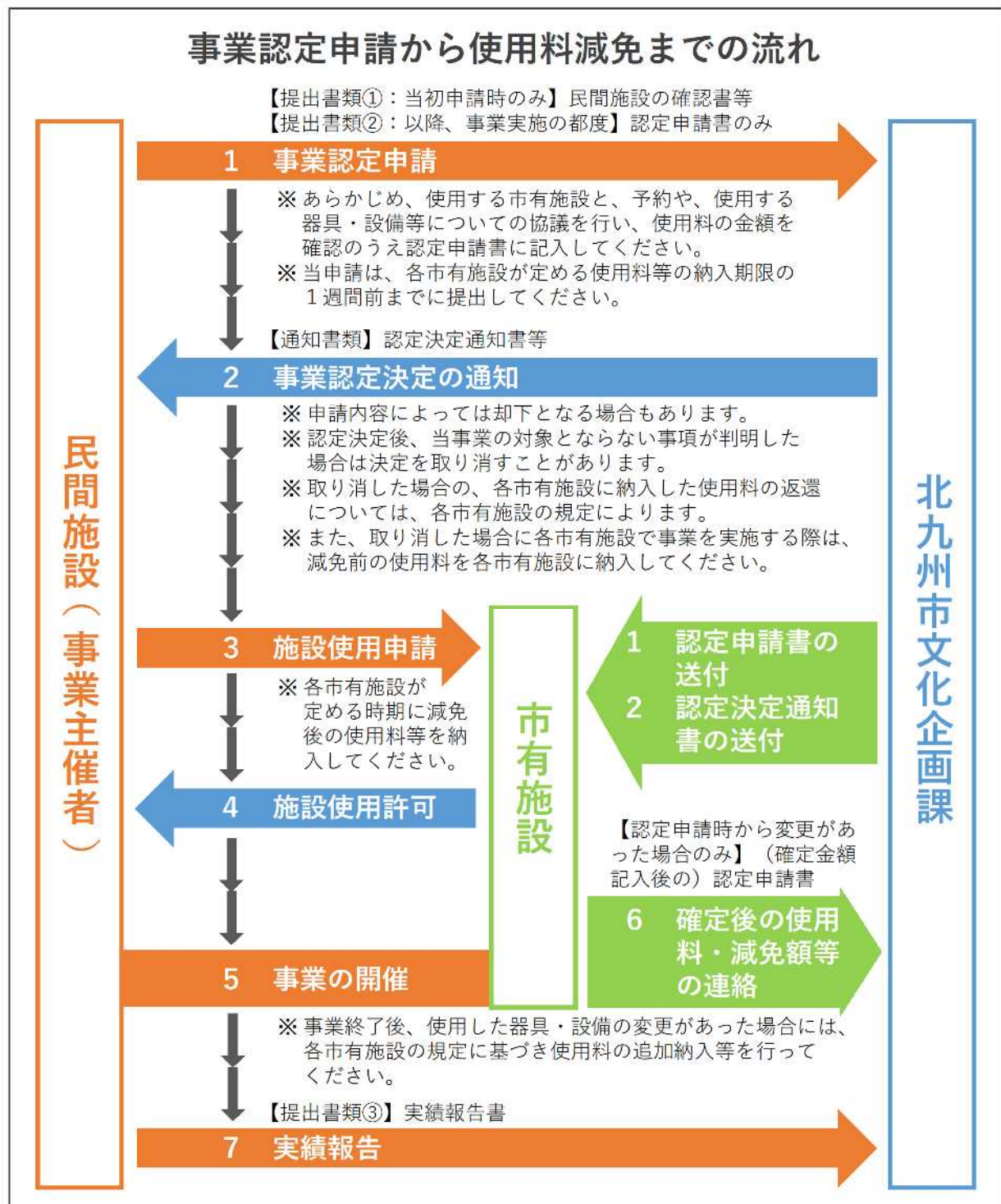
上記6の表中「減免対象とする使用料」の80%を限度とし（千円未満切り捨て）、かつ、公演・上映にあっては1日につき50万円、展示にあっては1週間につき50万円を上限とする。

10 減免を受ける機会の限度

申請者が減免を受けることができる公演、展示又は上映回数及び1回あたりの助成上限日（週）数は次表のとおりとする。

種 別	減免回数	1回あたりの減免上限日（週）数
公演・上映（劇場・ホール・ライブハウス・映画館等）	1事業者あたり 5回まで	1回あたり連続する5日間
展示（美術館・ギャラリー等）	1事業者あたり 5回まで	1回あたり連続する5週間

11 申請から減免までの流れ



【提出資料①】認定申請書(様式1)

減免対象となる民間施設の確認書(様式1号の1)

施設・役員一覧表(様式1号の2)

被災証明書若しくは被災届出証明書、又は罹災証明書若しくは罹災届出証明書(証明書の交付先が、減免対象となる施設の運営者(認定申請者)であるもの)

【提出資料②】認定申請書(様式1)

【提出書類③】実績報告書(様式5)

公演状況写真(事業報告添付用)